

**第2回 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会
議事要旨**

1 会議名

第2回 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会

2 開催日時

令和7年5月13日（火）18時00分～19時00分

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室
(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)

4 出席委員

(1) 委員（五十音順）

親泊委員、金谷委員、栗崎委員（副部会長）、橋本委員、村田委員、山田委員（部会長）

(2) 事務局

大平青少年育成担当課長、青少年育成担当職員

5 議事

- (1) 議事の公開について
- (2) 指定管理者候補者の公募要綱（案）について
- (3) 落札者決定基準（案）について

6 公開・非公開の別

- (1) 公開
- (2) 非公開
- (3) 非公開

7 傍聴人の人数（報道関係者を除く。）

0人

8 会議資料

次第

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会 委員名簿

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会 配席表

資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

資料3 広島市情報公開条例（抜粋）

資料4 広島市安佐自然体験交流センター指定管理者候補者の公募要綱（案）

資料5 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業落札者決定基準（案）

参考資料1 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業 入札説明書（案）

参考資料2 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業 要求水準書（素案）

参考資料3 広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者の選定について（諮問）

9 議事要旨

(1) 議事の公開について

（山田部会長）

- ・ 議事(1)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いする。

（事務局）

- ・ 議事の公開の決定について、「資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」の第2条第1項において、「審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」としており、同項第1号では、「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のうちいずれかが含まれる場合」及び同項第2号、「その他公にすることが不適当と認める場合」と記載している。

また、第2条第2項において「議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。」としており、第10条の準用規定により、『会長』とあるのは『部会長』と読み替える」とされている。

このため、議事(2)以降の公開の是非については、山田部会長に判断いただきたいと考えているが、決定に当たり、議事の内容について、事務局から説明させていただく。

- ・ 議事(2)及び議事(3)の内容は、現時点で対外的に公表していない本事業の公募条件や事業者の評価に関することを含んでおり、審議内容を公開することによって、資料3の広島市情報公開条例の第7条第1項第6号に規定している「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と考えられる。

また、本日以降の部会についても、応募のあった事業者の提案内容の審査等について審議いただくこととしており、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」として、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とされている。

るもの」に当たるものと考えられる。

これらを踏まえて、判断をお願いする。

(山田部会長)

- ・ 議事(2)及び議事(3)、また、本日以降の部会の内容については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、又は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに当たり、公にすることが不適當と認められるものと思われるが、各委員はどうか。

<異議なし、との声>

(山田部会長)

- ・ それでは、議事(2)及び議事(3)、また、本日以降の内容については、非公開とする。

(2) 指定管理者候補者の公募要綱（案）について

(非公開のため省略)

(3) 落札者決定基準（案）について

(非公開のため省略)